

－ 審査事務規程の一部改正について（第37次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和3年7月1日（1.①については令和3年6月30日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 自動車の検査等関係

- ① 並行輸入自動車の事前審査書面の技術基準等適合証明書のうち、電子署名されたものの提出方法及び取扱いの明確化 [別添3]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

－ 審査事務規程の一部改正について（第39次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗用車等の座席の衝突等により衝撃を受けた場合における、乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験の導入及び静的試験の要件を強化します。[7-42]
 - 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加、前面及び側面衝突試験時の要件を強化します。[7-26]
- ② 審査継続となる場合の明確化について
 - 審査継続となる場合の取扱いの範囲について明確化します。[4-7-3]
- ③ OBD検査について
 - OBD検査に係る対象車等である旨の通知方法について規定します。[5-3-15]
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

令和3年9月30日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第40次改正）

I. 改正概要

1. 自動車の検査等関係

(1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等の一部改正に伴う改正

○ 燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離の基準を削除します。[7-23、7-25]

2. 自動車の型式の指定等関係

(1) 細目告示等の一部改正に伴う改正

○ 試験規程（TRIAS）の新規追加及び一部改正を行います。[別添1]

① 細目告示に新たに採択された協定規則に対応したTRIASの新規追加（1項目）

ア TRIAS 46(2)-R160-01 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第160号）

② 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（9項目）

ア TRIAS 09-R141-02 タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第141号）

イ TRIAS 09-R142-02 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第142号）

ウ TRIAS 11-R079-03 かじ取装置試験（協定規則第79号）

エ TRIAS 12-R152-02 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第152号）

オ TRIAS 17(2)R100(1)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第100号）（車両）

カ TRIAS 17(2)R100(2)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第100号）（単品）

キ TRIAS 22(3)-R016(3)-04 座席ベルト試験（協定規則第16号（リマインダ））

ク TRIAS 30-R041-03 二輪自動車の騒音試験（協定規則第41号）

ケ TRIAS 48-R157-01 自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

II. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年9月30日国土交通省令第59号）[2. (1) ①ア]
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年9月30日国土交通省告示第1294号）[1. (1)、2. (1) ②ア～カ、ク、ケ]
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年12月25日国土交通省告示第1577号）[2. (1) ②キ]

III. 施行日

令和3年9月30日

プレスリリース
令和4年1月31日



－ 審査事務規程の一部改正について（第42次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には後退時車両直後確認装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-108、7-108、8-108]
 - 圧縮水素ガスを燃料とする自動車には、協定規則に適合するラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-25、8-25]
 - 自動車のかじ取装置には、運転者の異常時に自動で停止することができる装置を備えることができることとします。[6-13、7-13]
2. 受検車両と書面の同一性確認の明確化について
 - ラベルにより標示された原動機（電動機に限る。）の型式の確認方法及び取扱いを明確化します。[4-9]
3. 新規検査等提出書面審査要領について [別添2]
 - 小型特殊自動車の構造装置を変更し、大型特殊自動車として新規検査等を受けるものについて、事前提出書面審査の対象とします。
4. 並行輸入自動車審査要領について [別添3]
 - 届出様式に後退時車両直後確認装置に係る項目を追加します。
5. 改造自動車審査要領について [別添4]
 - 届出様式の記載事項について明確化します。
6. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。
7. 施行は令和4年1月31日（ただし、3.、4. 及び5. の改正については令和4年4月1日より適用）とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和4年4月以降に届出されるものは次の様式が変更になりますので、お知らせします。

① 第2号様式

後退時車両直後確認装置の新設に伴い、当該装置の形式に係る欄を新設します。また、視野確保装置の形式に係る欄を追加します。

② 第6号様式

後退時車両直後確認装置の新設に伴い、当該装置に係る欄を新設します。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

審査事務規程の一部改正について（第43次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110の2、7-110の2、8-110の2]
 - タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11、7-11]
 - タイヤの取付けに関し技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11]
- ② 新規検査等提出書面審査要領について [別添2]
 - 後退時車両直後確認装置に係る提出書面等を規定します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年9月30日国土交通省令第59号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年9月30日国土交通省告示第1294号、令和4年1月7日国土交通省告示第10号）

3. 施行日

令和4年3月29日

自動車技術総合機構からのお知らせ

～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関する事以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
- ⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

自動車技術総合機構からのお知らせ

～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
 - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
 - カ 窓ガラスが取外されていない状態
 - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
 - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
 - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
 - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
 - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
 - シ 寸法及び重量を計測する場合にあつては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
 - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態
 - セ 軽油を燃料とする自動車にあつては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
 - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であつて積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)
 - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあつては、荷台内側方向に格納させた状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があつた場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあつては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口へ提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

OBD検査の導入に向けた事前準備について

- 114 -



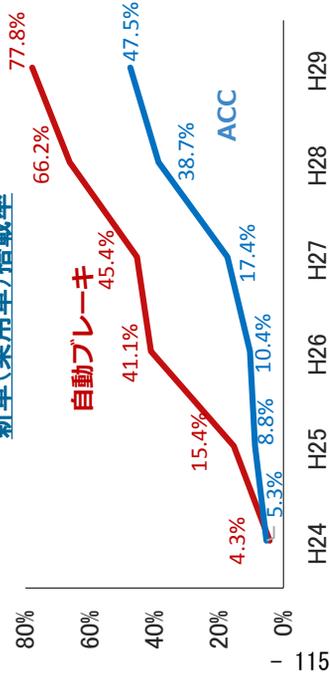
1. OBD検査の概要

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について(平成31年3月13日)より

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、誤作動による重大事故等につながるおそれがあることから、自動車の検査等を通じた機能確認が必要。
- 現在の自動車の検査(車検)は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる電子装置の機能確認には対応していない。

自動ブレーキ、自動車間距離制御(ACC)

新車(乗用車)搭載率



電子装置の不具合事例

- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
⇒ 前方監視用のカメラが偏心していた
- 上り坂を走行中、自動でブレーキが誤作動し、急減速した。
⇒ 自動ブレーキのレーダセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた。

現在の車検では検出できない不具合

諸外国の状況

- EU**
- 加盟国に対して電子装置を含めた検査実施を推奨(EU指令 2014/45EU)。
 - ドイツでは2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

米国

33の州・地区においてOBDを活用した排出ガス検査を実施中。

車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置(OBD)とは

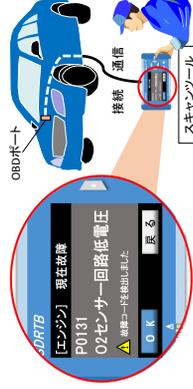
最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「**車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)**」が搭載されている。



OBDを活用した自動車検査手法

- 自動車メーカー** → **提出**
- ・故障コード読出しに必要な技術情報 (ECU情報)
 - ・保安基準不適合の故障コード (特定DTC)

(独)自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。



車検時

特定DTCを検出した場合は不合格

対象車両・装置及び検査開始時期

対象

2021年10月以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

①運転支援装置※2

アンチロックブレーキシステム(ABS)、横滑り防止装置(ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

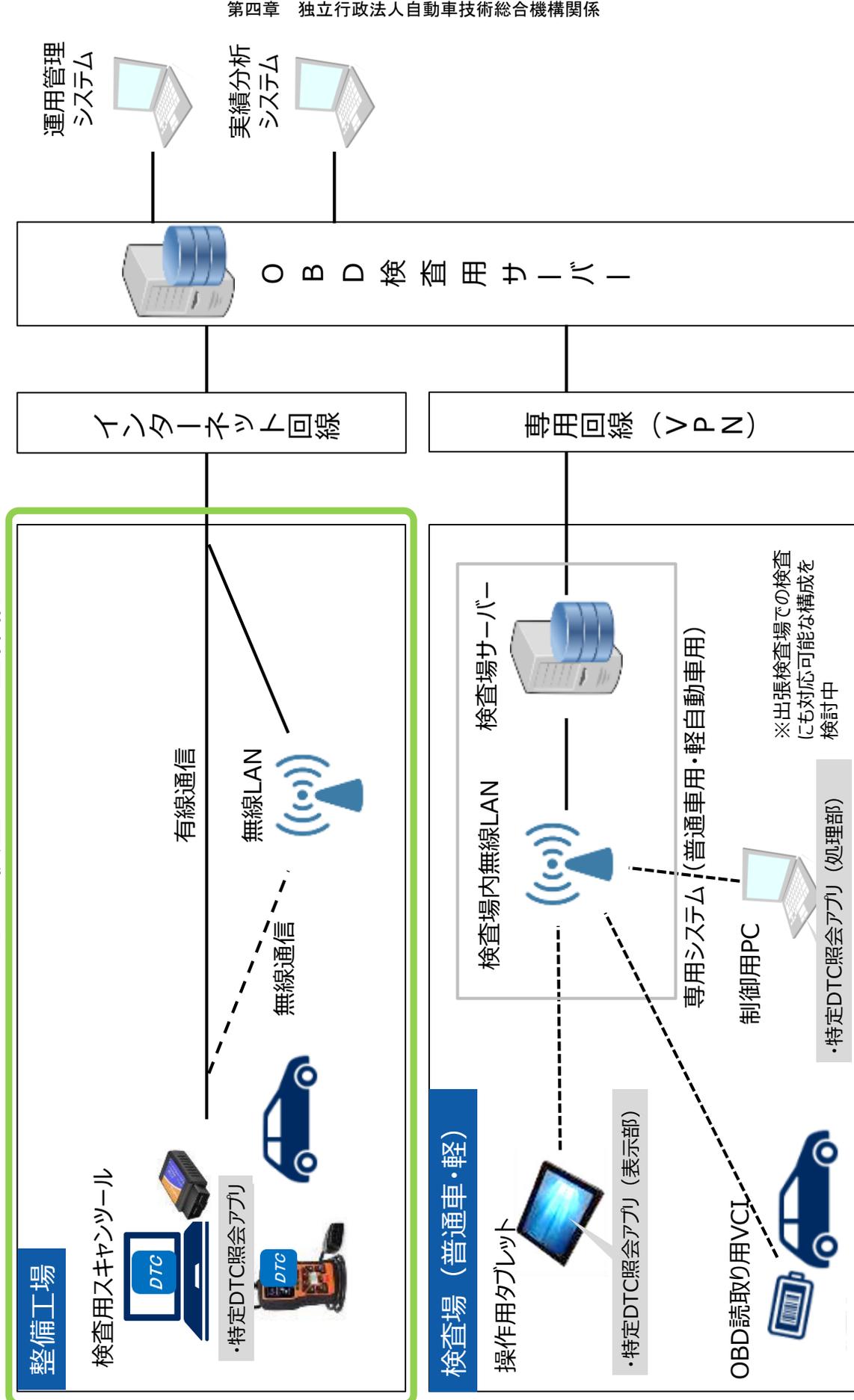
検査開始時期

2024年10月※3

※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車
※2 保安基準に規定があるものに限る。
※3 輸入車は2025年10月

1. OBD検査の概要

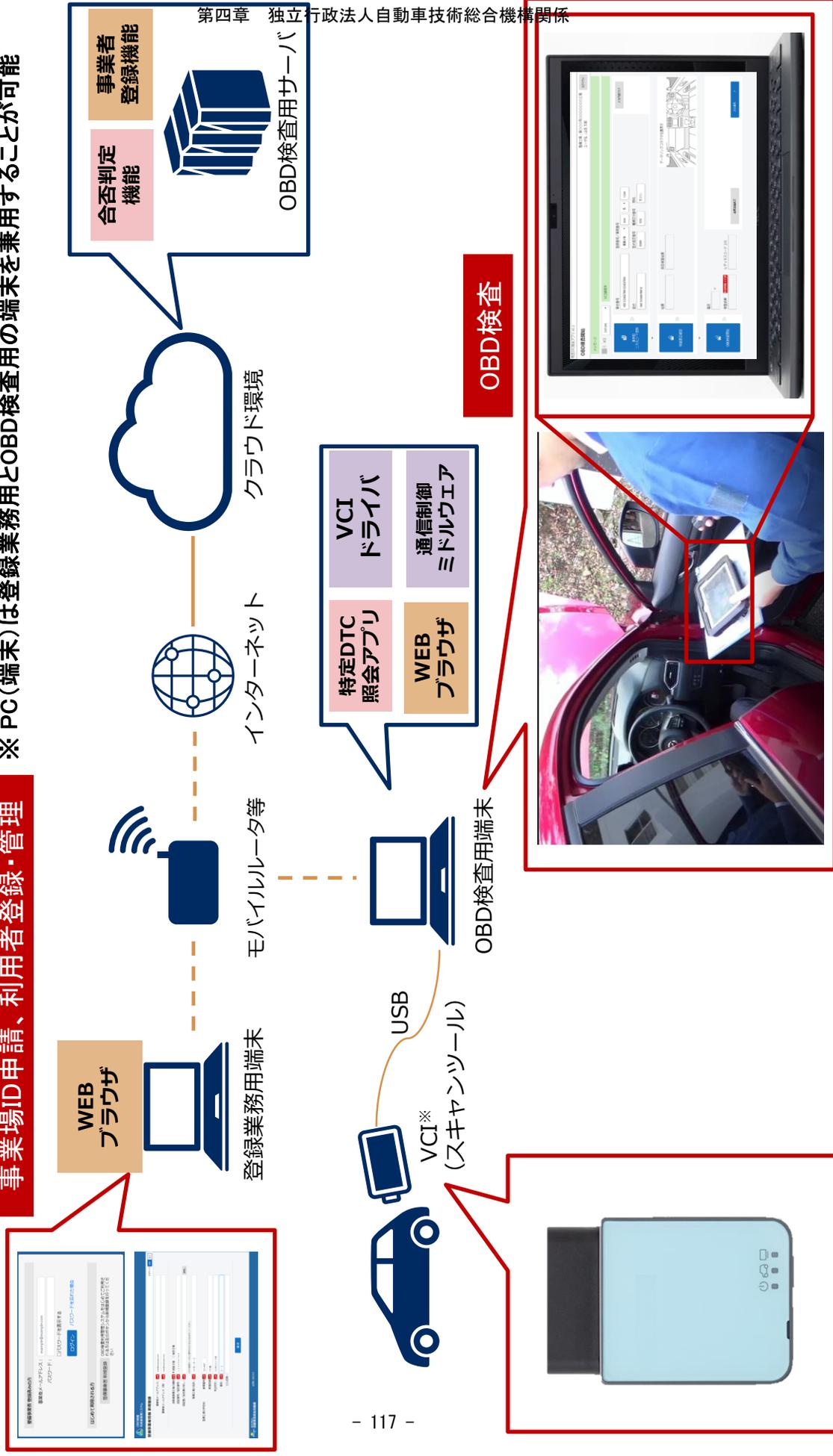
<OBD検査システムの全体構成>



2. OBD検査のシステム構成

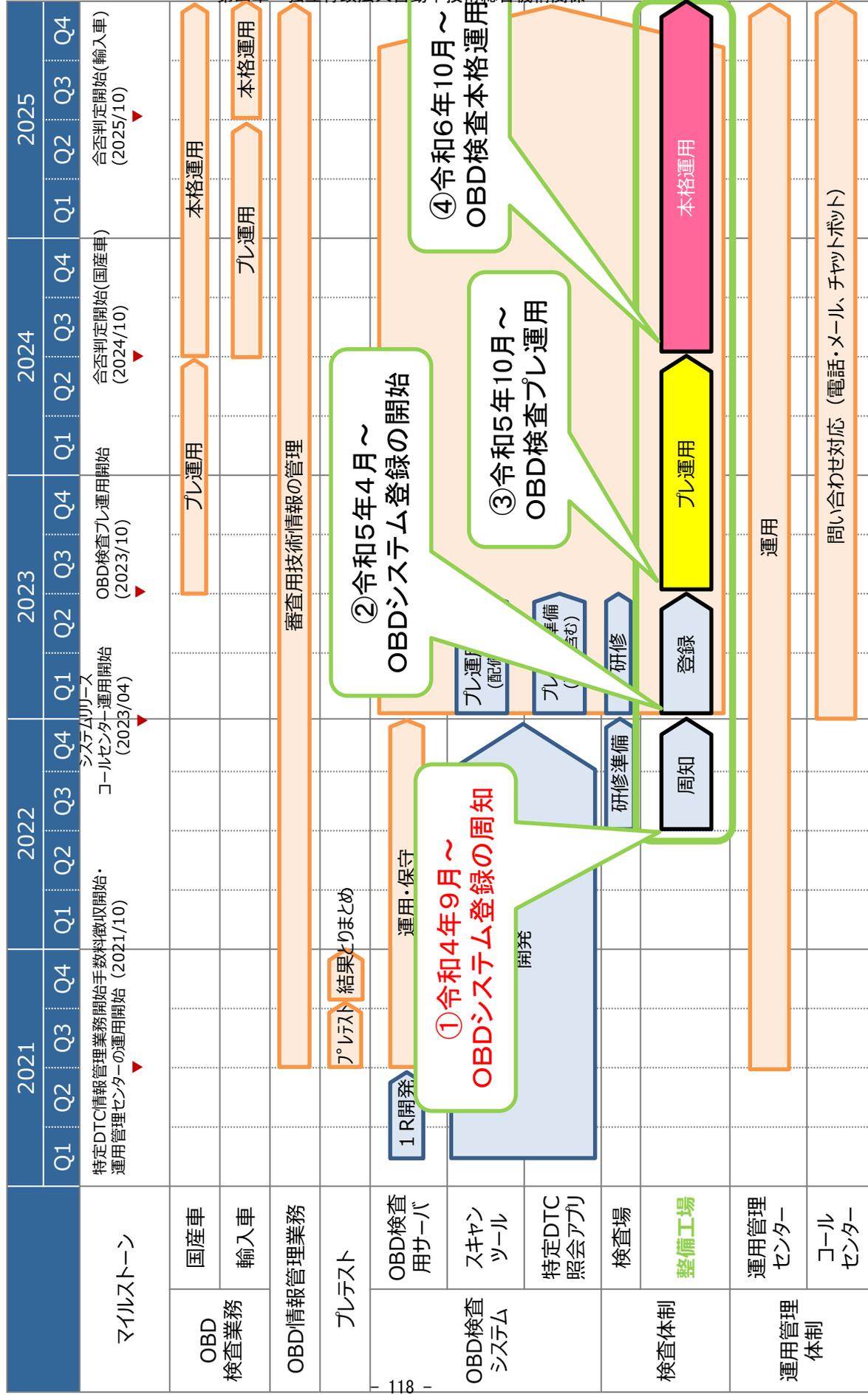
事業場ID申請、利用者登録・管理

※ PC(端末)は登録業務用とOBD検査用の端末を兼用することが可能



3. OBD検査の導入スケジュール

【凡例】
 : OBD検査に向けた準備業務
 : OBD検査の運用にかかる業務



3. OBD検査の導入スケジュール

【OBDシステム登録の開始（令和5年4月～）】

OBD検査に必要な機器等の準備

インターネット環境

PC・タブレット

検査用スキャンツール

※Windows10
※特定DTC照会アプリ



必要に応じて

※車検証読取用。手入力も可。

▲ICタグリーダー

▲QRコードリーダー

第四章 独立行政法人自動車技術総合機構

【参考】検査用スキャンツールの準備状況

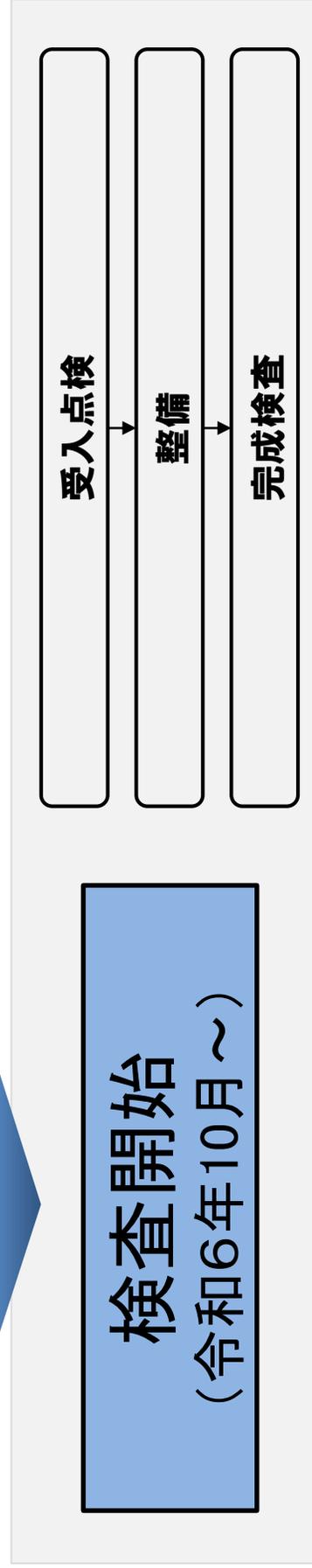
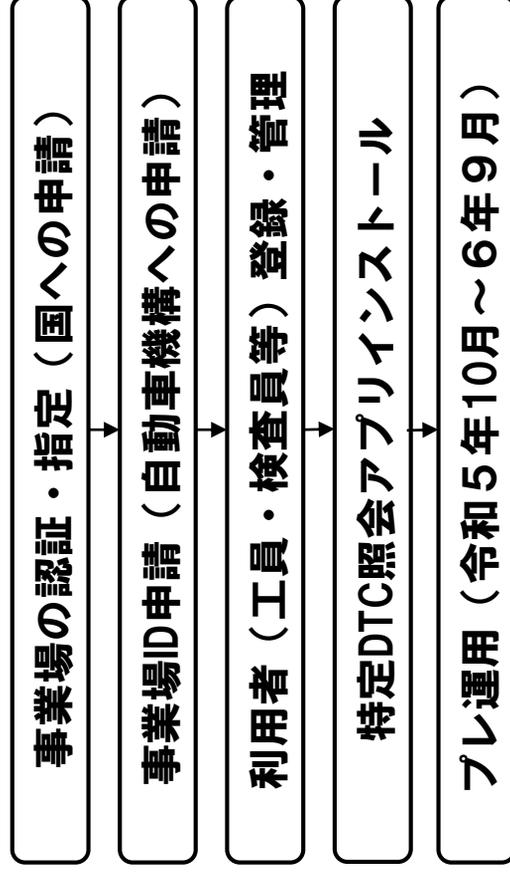
- 令和3年10月、「指定自動車整備事業規則」等が改正され、指定自動車整備事業者等に、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないことが義務化されました。
- また、同月に「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」が改正され、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定められました。
- 令和4年6月、「自動車検査用機械器具の基準適合性試験要領（通達）」が改正され、当該通達に基づいて認定を受けた検査用スキャンツールが、OBD検査に使用できることが定められました。
- 今後、スキャンツールメーカーから、検査用スキャンツールの開発や基準適合性の要件確認が行われ、検査用スキャンツールとして認定される予定となっております。

3. OBD検査の導入スケジュール

【OBDシステム登録の開始（令和5年4月～）】

検査用スキャンツールでOBD検査・確認を実施するためには、国による認証を受けている事業場であることを前提に、事前準備としてOBD検査システムの利用のために認証番号（指定事業者の場合は指定番号）等を入力して利用申請したうえで、OBD検査に用いるアプリ（特定DTC照会アプリ）を使用する工員や検査員の登録をする必要があります。

事前準備
(令和5年4月～)



検査開始
(令和6年10月～)

3. OBD検査の導入スケジュール

【OBDシステム登録の開始（令和5年4月～）】

- 指定・認証工場は、OBD検査システムを利用するために、令和5年4月以降に、専用ポータルサイトからメールアドレス等を登録して事業場ID登録の申請受付を開始します。



4. OBD検査の導入に向けて

整備事業者の皆さまにご確認いただきたい点

1. 令和5年4月からOBD検査システムがリリース※されます。

※ リリースが近くなりましたら、改めて正式なご案内をいたします。

2. OBD検査システムには利用者登録等の準備が必要です。

3. 利用者登録はインターネットからの申請が必要です。

4. 令和5年10月(予定)からOBD検査のプレ運用が可能です。

5. 令和6年10月からOBD検査の本格運用が開始されます。

以上、ご理解ご協力の程、よろしくお願いたします。